

## 大津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年3月11日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

### 【随時監査（工事監査）】

- 1 監査執行対象 工事34件及び委託24件
- 2 監査期間 平成30年4月1日から同年9月28日まで
- 3 措置状況報告日
  - (1) 市長部局所管 平成31年1月29日
  - (2) 企業局所管 平成31年1月31日
- 4 監査の結果及び当該監査結果に基づき講じた措置の内容
  - (1) 市長部局所管 未来まちづくり部大津駅西地区区画整理事務所

#### ア 監査の結果

共通仕様書として「一般土木工事等共通仕様書」（平成28年4月滋賀県策定）を適用している工事において、当該工事とは別途に工事完成図の作成を委託業務として発注している事例があった。本来、工事完成図を必要とする場合は、当該工事の設計図書に明記した上で工事受注者に作成及び提出を求めなければならないものである。

#### イ 当該監査結果に基づき講じた措置の内容

今回の監査結果を受け、今後、共通仕様書として「一般土木工事等共通仕様書」を適用している工事において、工事完成図を必要とする場合は、当該工事の特記仕様書に工事完成図を作成するように明記した上で、工事受注者に対して当該工事完成図の作成及び提出を求めます。

- (2) 企業局所管 企業総務部契約管財課

#### ア 監査の結果

小額工事（委託）の発注に関しては、市長部局においては「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」を、企業局においては「大津市企業局小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」をそれぞれ定め、適正な事務処理に努められている。

しかし、両ガイドラインを比較すると、見積書の提出を依頼する相手先の決定に際し、所属内での決裁を得る際の様式について、市長部局のものは業者選定理由を明記することを求めているが、企業局のものは求めている。

企業局においても、業者選定における恣意排除を明確にし、所属長が業者選定理由を容易に確認できるよう改正されたい。

#### イ 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘いただきました「大津市企業局小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」については、平成30年12月1日付けで、決裁用の見積照合通知書及び見積依頼書の様式に業者選定理由を加える改正を行い、企業局内に周知しました。